

各小中学校長 様

浜田市長 久保田 章 市

浜田市教育委員会
教育長 石 本 一 夫

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る小中学校の
臨時休業期間の延長について（通知）

このことについて、国の緊急事態宣言の判断が遅れることも予想されることから、5月7日以降の学校の対応について早めに決定し、保護者の皆さんにお知らせする必要があると判断し、市立小中学校の臨時休業期間を、下記のとおり延長することに決定しました。

つきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急避難的な措置であることをご理解いただき、適切に対応いただきますようお願いいたします。

また、下記の取扱いについて、各学校のホームページや一斉メール等を活用して、保護者への周知に努めてください。

なお、5月11日（月）以降の対応については、国の判断（見解）及び県の方針を受け、改めてお知らせします。

記

1 臨時休業期間について

令和 2 年 5 月 7 日（木）から令和 2 年 5 月 10 日（日）の間、臨時休業期間を延長します。

※ 4月21日（火）から5月6日（水）までとしておりました臨時休業期間を延長します。

2 臨時休業にあたっての留意事項

- (1) 感染防止のため、可能な限り不要不急の外出を避け、自宅で過ごすように指導をお願いします。
- (2) 換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底【密閉】、多くの人の手が届く距離に集まらないための配慮【密集】、近距離での会話や大声での発生をできるだけ控える【密接】の3つの密をご指導ください。
- (3) 手洗い、消毒、換気等の励行など衛生管理に十分気をつけてください。
- (4) 臨時休業中は、児童生徒に課題や読書に取り組ませるようにしてください。
- (5) 軽い風邪の症状（のどの痛みだけ、咳だけ、発熱だけなど）でも外出を控えるように指導してください。
- (6) 健康維持のための屋外での運動や散歩などを適宜行うよう指導してください。

3 臨時休業期間の「子どもの居場所」について

令和 2 年 5 月 7 日（木）から令和 2 年 5 月 8 日（金）の間、小学校に開設した「子どもの居場所」を延長します。

（裏面へ）

※ 土曜日・日曜日・祝日は開設しません。

※ 4月21日（火）から5月6日（水）までとしておりました開設期間を延長します。

(1) 時 間 午前8時から午後6時まで

(2) 場 所 現在通学中の浜田市立小学校の教室等

(3) 対象者

ア 小学校1年生から3年生及び特別支援学級の児童で、家族等による見守りがなく、家庭等で過ごすことが困難な児童

イ 4年生以上で特別の事情（児童本人の事情や、保護者が仕事を休むことが難しい場合など）がある児童

ウ 小学生で保護者が医療従事者・保育士・介護福祉士等の職にあり、やむを得ず家庭等で過ごすことができない状況にある児童

(4) 活動内容

指定された教室で、持参した課題や問題集等を自席で取り組ませてください。「3密（密閉、密集、密接）」を避けた机の配置を行い、一人で課題や読書に取り組むように指導してください。

(5) 登下校 保護者が送迎を行うよう指導してください。

(6) 昼 食 給食はありませんので、弁当・水筒を持たせてください。

(7) その他

・利用時には、「健康チェック表」を提示させ、学校教職員が必ず確認してください。

・通学時及び校内での事故等があった場合は、スポーツ振興センター保険の対象外となることについて、保護者へ周知願います。

・この居場所を利用する場合、新たに利用を希望される保護者からは、別紙「利用申出書」を提出していただく必要がありますので対応願います。引き続き、5月7日、8日に利用される保護者は、提出の必要はありません。

4 放課後児童クラブについて

令和2年4月21日（火）から令和2年5月10日（日）の臨時休業期間中は開設しません。※5月9日（土）も開設しません。

5 中学校の部活動について

令和2年4月17日（金）から令和2年5月15日（金）まで禁止です。

6 その他

(1) 児童生徒や家族に感染が確認された場合や疑われる場合には、必ず学校に連絡するよう指導してください。

(2) 臨時休業中は、必要に応じて教職員が家庭訪問や電話連絡等を行い、児童生徒の健康状態等を把握するよう努めてください。

7 学校の臨時休業等に関する問い合わせ先

（学校の臨時休業に関すること）

浜田市教育委員会学校教育課

担当：市原、鳥居、佐々木

電話（0855）25-9710（直通）

（放課後児童クラブに関すること）

浜田市子育て支援課

電話（0855）25-9331